

# 帆走指示書 (S I)

## 1. 規則

- 1.1 本大会は、2025-2028『セーリング競技規則』（以下RRSという）に定義された「規則」が適用される。
- 1.2 レース公示（NOR）と帆走指示書（S I）に矛盾が生じた場合は、S Iを優先する。
- 1.3 規則42違反に対し付則Pを適用する。
- 1.4 付則Tを適用する。
- 1.5 [DP]の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減又は加重することができることを意味する。その得点略語は「DPI」である。  
[SP]は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これはRRS63.1、付則A5及び付則A10を変更している。  
[NP]の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠にはならないことを意味する。これはRRS60.1(a)を変更している。

## 2. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の8:00までに掲示する。ただし、レース日程の変更は、発行する前日の18:00までに掲示する。

## 3. 競技者への通告

- 3.1 競技者への通告は、オンラインのみとし、大会LINEオープンチャットおよび大会ホームページを使用する。
- 3.2 艇はレース中無線送信もすべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。[DP]



## 4. 行動規範

- 4.1 競技者および支援者は、レガッタオフィシャルズからの合理的な要求に応じなければならない。[DP]
- 4.2 競技者および支援者は、OAによって提供された、装備の取扱いを、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。[DP]

## 5. 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発する信号は、陸上本部2階のフラッグポールに掲揚する。
- 5.2 音響信号1声とともに掲揚される『D旗』は、「出艇を許可する。予告信号は、D旗掲揚後30分以降に発せられる。[艇は、この信号が発せられるまで、指定されたバースから離れてはならない]」ことを意味する。[DP] [NP]
- 5.3 個別のレースに対して陸上で『AP旗』は掲揚しない。予告信号予定時刻の30分前までにD旗が掲揚されない場合には、そのレースのスタートは、時間に定めなく延期されていることを意味する。

## 6. レース日程

- 6.1 大会およびレースの日程は次のとおりとする。




6月14日（土）	8:30~10:45 11:00	登録受付・計測（OP級Aクラス） 開会式・ブリーフィング
----------	---------------------	---------------------------------

6月14日(土)	12:25	シングルハンダー級・ミニシングルハンダー級 第1レース 予告信号予定時刻
	12:32	OP級Aクラス 第1レース 予告信号予定時刻
	12:39	OP級Bクラス 第1レース 予告信号予定時刻 引き続きレースを実施する。
	17:30	交流会(オーナーズルーム)
6月15日(日)	9:25	シングルハンダー級・ミニシングルハンダー級 最初のレース 予告信号予定時刻
	9:32	OP級Aクラス 最初のレース 予告信号予定時刻
	9:39	OP級Bクラス 最初のレース 予告信号予定時刻 引き続きレースを実施する。
	15:30	表彰式

- 6.2 本大会は、最大で6レースを予定する。
- 6.3 1日のレース数は最大4レースとする。
- 6.4 レース委員会の裁量により、予定された日に行われなかったレースは、翌日に行うことができる。
- 6.5 引き続きレースを実施する場合、艇に注意を喚起するために、予告信号の少なくとも5分前に、スタート信号艇に音響信号1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 6.6 最終日のレースの予告信号は、12:30以降発せられることはない。

## 7. クラス旗

クラス旗は以下のとおりとする。

ク ラ ス	旗
ミニシングルハンダー級 シングルハンダー級	『シーホッパー級SR旗』 
OP級 Aクラス	『OP級旗』 
OP級 Bクラス	『ピンク色旗』 

## 8. レース・エリア

レース・エリアは、新湊マリーナ沖のおおむね別添図1に示すエリアとする。

## 9. コース

- 9.1 別添図2「コース図」は、通過するマークの順序、各マークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 9.2 予告信号前にレース委員会艇の信号艇に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- 9.3 ゲート・マークのいずれかのマークが紛失した場合、残されたマークをポートに見て回航しなければならない。これはRR S28.1および34を変更している。

## 10. マーク

- 10.1 マーク1、2は、黄色の円錐台形ブイとする。マーク3p、3sは黄色のロボットマークとする。マーク1'はピンク色の円錐台形ブイとする。
- 10.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボード・エンドにあるレース委員会艇とポート・エンドにあるレース委員会艇とする。
- 10.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインのスターボード・エンドにあるレース委員会艇とポート・

エンドにある黄色の細い円筒形ブイとする。

- 10.4 ロボットマークの位置保持のための動作は救済の根拠とならない。これには軽微な位置調整、レース艇やその他の障害物との衝突により押し退けられた後に戻る場合などが含まれる。これは RRS61.4(b)(1)を変更している。

## 11. スタート

- 11.1 スタートはRRS26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前とし、スタートさせる。
- 11.2 スタート・ラインは、レース委員会信号船のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるレース委員会船のオレンジ色旗を掲げたポールの間とする。
- 11.3 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていないクラスの艇は、スタート・エリアから約50m以内の範囲及びコースサイドから離れていなければならない。[DP] [NP]
- 11.4 スタート信号の4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは規則A5およびA10を変更している。
- 11.5 RRS30.4に定められたレース委員会による掲示は、レース委員会信号船のプレ・スタート・サイドから見える位置に、次の準備信号が発せられるまでに行われる。

## 12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は元のマーク（又はフィニッシュ・ライン）を新しい位置に移動する。

## 13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、ポート端にあるレース委員会艇の青色旗を掲揚しているポールと、スターボード端のフィニッシュ・マークの間とする。

## 14. ペナルティー方式

- 14.1 付則Pを適用する。
- 14.2 付則P2.3は適用せず、付則P2.2を2回目以降のペナルティーと変更する。
- 14.3 付則Tを適用する。『レース後ペナルティー』を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは、RRS A10を変更している。

## 15. ターゲットタイム

- 15.1 各クラスのそれぞれのマーク1のタイム・リミット、レース・タイム・リミット（RRS35参照）は、次のとおりである。

クラス	レース・タイム・リミット	Mark1 タイム・リミット	フィニッシュ・ ウィンドウ	ターゲット・ タイム
シングルハンダー級	75	25	15	30
ミニシングルハンダー級	75	25	15	35
OP級Aクラス	75	25	15	40
OP級Bクラス	60	25	15	25

- 15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースは中止する。
- 15.3 RRS30.3、RRS30.4に違反しないでスタートした最初の艇がコースを帆走してフィニッシュ後15分以内にフィニッシュしなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは、RRS35、付則A5.1・5.2、A10を変更している。
- 15.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これはRRS61を変更している。

## 16. 抗議と救済要求

- 16.1 RRS42違反に加えて、プロテスト委員会メンバーはレースを監視するために水上にいる。ジャッジは、第2章の規則又はRRS31違反を見たことを示すため、音響信号を発するが、セール番号を呼ばない。このことはジャッジが抗議されるかも知れない状況を見て、1人以上の競技者がペナルティーを履行するカリタイアすることが勧められることを意味するものとする。

どの艇も R R S 44.1 に基づくペナルティーを履行しない場合には、ジャッジはそれらの艇の 1 艇以上を抗議することができる。

- 16.2 この帆走指示書に基づき、ジャッジが処置したこと、処置しなかったことは、救済の根拠とはならない。R R S 61.1(a) を変更している。
- 16.3 抗議および救済または審問再開の要求は、陸上本部で入手できる用紙に記入の上、適切な時間内に提出しなければならない。
- 16.4 レース終了後、審問要求をしようとする艇はフィニッシュ後直ちにフィニッシュ本部船に、その意思を伝えなければならない。
- 16.5 抗議締切時刻はその日の最後のクラスの最終レース終了後、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後のどちらか遅い方から60分とする。その時刻は、公式掲示板に掲示する。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 16.6 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。審問の当事者および証人として指名された競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に公式掲示板に通告を掲示する。
- 16.7 R R S 42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、公式掲示板に掲示される。
- 16.8 [N P] の記された規則、レース公示の規則、R R S 付則 G の規則および R R S 77 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは、R R S 60.1(a) を変更している。
- 16.9 得点照会において特定されたインシデントに関する救済要求は、次の場合、締切り時刻を満たしているものとする
  - 16.9.1 得点照会が R R S 61.2(b) に規定された締切時刻までに提出され、かつ
  - 16.9.2 救済要求が、得点照会に対する回答が通知されたあと常識的にできるだけ速やかに提出された場合。この項は R R S 61.2 を変更している

## 17. 得点

- 17.1 本大会は各クラスとも 6 レースを予定し、1 レースの完了をもって成立とする。
- 17.2 艇の総得点は、全てのレースの得点合計とする。ただし、4 レース成立した場合は、最も悪い得点を除外する。
- 17.3 指示18の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「S T P」と記録し、確定順位 + 1 点を与える。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点が与えられることはない。これは、R R S 60.2、付則 A 4、A 5 及び A 10 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示18.3の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示18.4の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

## 18. 安全規定

- 18.1 出艇及び帰着申告は、各団体の代表者が、陸上本部に設置された所定の用紙に速やかに指定された方法でチェックすること。[S P]
- 18.2 レースに出場しない場合は、「D N C」申告をすること。[S P]
- 18.3 出艇申告及びレースに出場しない艇の「D N C」申告の時間は、8時30分から当該クラスの D 旗掲揚10分後までの間とする。引き続きレースが予定されている場合、そのレース分も併せて申告することとする。[S P]
- 18.4 帰着申告は、帰着時の最後のクラスの最終レース終了後もしくは『N/H旗』、『N/A旗』、『A P/H旗』、『A P/A旗』掲揚後60分間とする。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。[S P]
- 18.5 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、再度出艇する際に出艇申告を行うこととする。[S P]
- 18.6 レースからリタイアする艇及び引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース海面を離れリタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。帰着後速やかに入退場パス確認所で帰着申告及びリタイア報告書の記入をすること。[S P]
- 18.7 一度ハーバーに帰着した艇 (S I 18.6) 及び、S I 18.2 の D N C 申告の手続きを行った艇が再度レースに参加しようとする (出艇する) 場合、競技者はリタイア D N C 申告書に出艇の申告署名をしなければならない。
- 18.8 レース艇が自ら救助を求める場合は、救助する艇に対し片手を高く上げて合図を送ること。
- 18.9 レース委員会は危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、R R S 61.4(b)(1) を変更している。

[D P]

- 18.10 レース艇は、自らの安全のためマスト・トップに浮力体をつけることができる。
- 18.11 各クラスは長さ8 m、太さ6 mm以上のパウライン（O P級は長さ8 m、太さ5 mm以上）をいつでも曳航できる状態で搭載しておかなければならない。[D P]
- 18.12 O P級Bクラスの艇は、受付時に配布された識別リボンをスプリットトップに取り付けるものとする。

[S P]

- 18.13 レース委員会がV旗を掲揚した場合、すべての運営船と支援艇は危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。この項は規則37及びレース信号を変更している。

## 19. ペナルティー報告 [D P]

第2章の規則違反に対するペナルティーを履行した艇は当該レース・フィニッシュ後、フィニッシュ本部船に口頭で報告し、最終レース終了後60分以内に陸上本部で入手できる報告書に記入し、プロテスト委員会に提出しなければならない。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長する場合がある。

## 20. 乗員の交替と装備品の交換 [D P]

- 20.1 競技者の交代はレース委員会の書面による事前承認なしでは許可されない。また、レース公示の制限を遵守しなければならない。
- 20.2 損傷または紛失した装備品の交換は、レース委員会の承認がなければ許可されない。交換の要請は最初の妥当な機会に、書面によりレース委員会に行わなければならない。

## 21. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認する為、いつでも検査されることがある。

## 22. 運営船の識別

運営船の標識は次の通りである。

レース委員会；白色旗

プロテスト委員会；青字で「JURY」、もしくは赤字で「PROTEST」

## 23. サポート・ボート [D P]

- 23.1 サポート・ボートの持ち込みを希望するチームは、事前にレース委員会に連絡し許可を取らなければならない。サポート・ボートは、出艇してから帰着するまでの間、レース委員会が用意した旗を常に掲揚しなければならない。
- 23.2 全てのサポート・ボートへの救助活動要請は、レース委員会艇に「V」旗を掲揚して通告する。この要請があった場合に限り、救助活動のためにレース・エリアに入ることが許される。  
(救助のために定員の1/2以上の乗艇は行わない)
- 23.3 「V」旗掲揚の有無に関わらず、支援者艇は危険な状態にある艇または乗員を救助しなければならない。
- 23.4 国際VHF無線機にてレース委員会から支援艇に連絡をする場合は、「72ch」を用いる。
- 23.5 サポート・ボートは引き続きレースが行われる場合は、各レース終了後、競技者との飲食物の授受支援のみ行ってもよい。
- 23.6 サポート・ボートは、最初のスタートするクラスの準備信号から全ての艇がフィニッシュするかレースが延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまでは、レース艇、レース委員会艇およびプロテスト委員会艇を妨げてはならない。また各クラスの予告信号からレース終了までの間、各マークを結んで出来る多角形の各辺から外側に約100m隔てた平行線に囲まれるレース・エリア内に進入してはならない。さらに全てのレース中の艇から約100m以上の距離を隔てて航行しなければならない。
- 23.7 サポート・ボートは、ヨット・モーターボート保険（対人対物賠償責任保険及び搭乗者傷害保険を含む）に加入していなければならない。

## 24. ごみ処理 [D P]

艇は、ごみを水中に投棄してはならない。ごみは、サポート・ボートまたは海上のレース委員会艇に預けることができる。

## 25. 無線通信 [D P]

艇は、海上において無線の送受信を行ってはならない。これは、携帯電話及びGPSにも適用する。

## 26. 停泊

艇は、ハーバーにある間、指定された場所に保管しなければならない。

## 27. 賞

表彰は以下の通りとする。

27.1 各クラスは3位まで表彰する。

27.2 その他、特別賞。

## 28. リスク・ステートメント

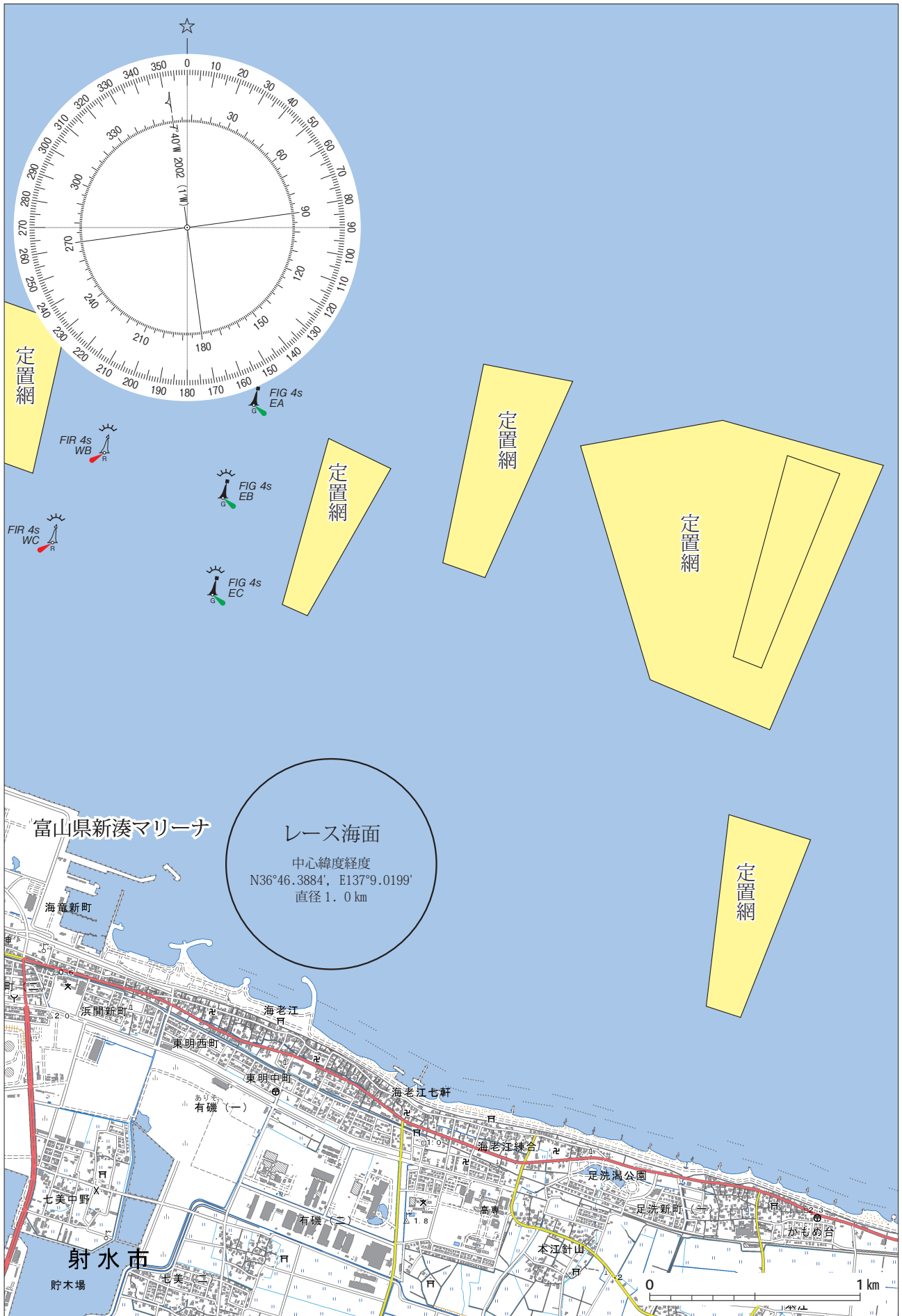
R R S 3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

## 29. その他

29.1 主催団体は、規則等に違反した艇の所属団体に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。損害の補償に関しては、主催団体の裁定に従うものとする。

29.2 万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして万全の事故対策を立てておくこと。

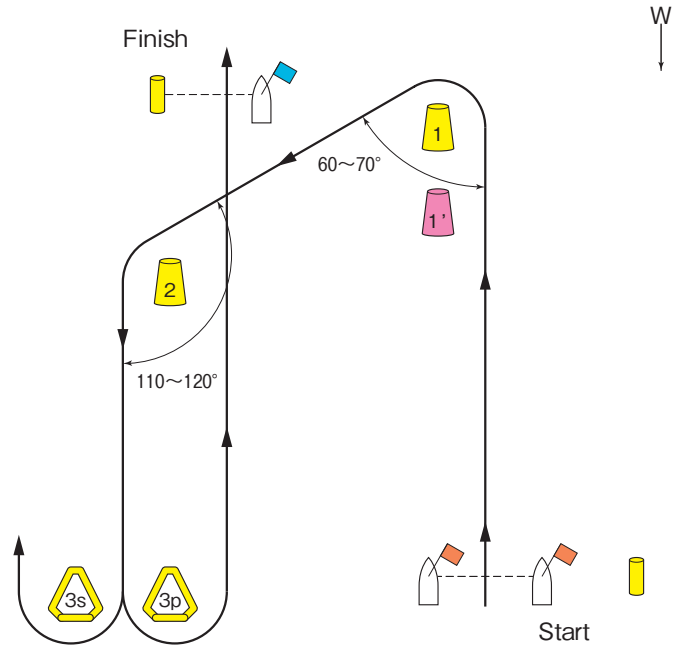
29.3 参加者は艇及び自身の映像や名称が放送、出版、広告媒体、その他へ露出されることについて同意したものとす。またこれに対する対価を求めることができない。



別添図2 コース図

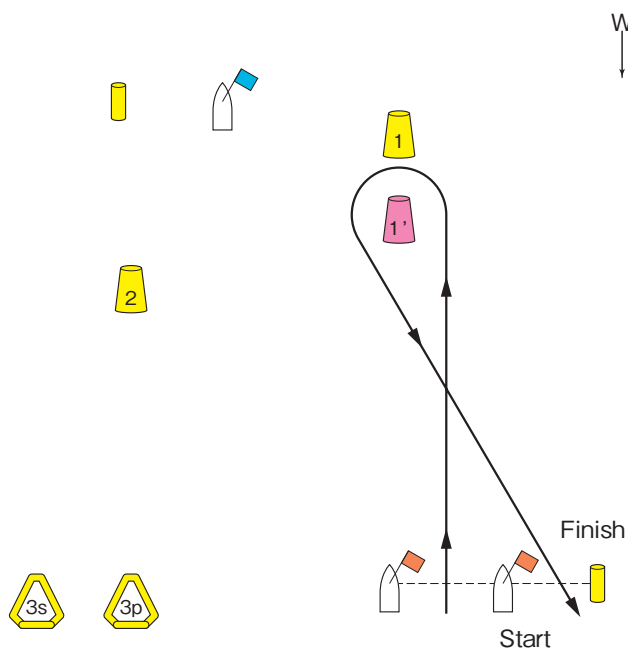
シングルハンダー級・ミニシングルハンダー級・OP級Aクラス

コース：02 S → 1 → 2 → 3s → 3p → F



OP級Bクラス

コース：11 S → 1' → F



※Finish時はブルーフラッグ。